

4 不妊治療費助成で経済的負担を軽減

安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります

不妊治療は令和4年4月から保険適用となりましたが、一部の治療については保険適用外で自費負担しなくてはならず、治療者の大きな経済的負担となっています。

そこで磐田市は、令和5年度から保険適用外となった不妊治療のうち、国が指定した「先進医療」に対して助成することで、不妊治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減します。

1 事業概要

対象費用：保険適用の生殖補助医療に併せて行われる先進医療の費用

※保険適用外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができるもの

対象者：以下のすべてに該当する者

- (1) 法律上の婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある者で、生殖補助医療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された方
- (2) 夫婦ともに又は夫婦のいずれか一方が磐田市内に住所を有する方
- (3) 他の自治体から助成を受けていない方
- (4) 夫婦ともに、市税を完納している方

助成額：上限10万円

助成回数：初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が

- ・40歳未満の場合、43歳になる前まで1子ごとに6回
- ・40歳以上の場合、43歳になる前まで1子ごとに3回

【助成対象となる治療費のイメージ】

